

議第 11 号議案

桐生市議会会議規則の一部を改正する規則案

上記規則案を別紙のとおり会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 24 年 12 月 19 日提出

提出者	桐生市議会議員	相	沢	崇	文
賛成者	桐生市議会議員	周	東	照	二
	同	森	山	享	大
	同	小	滝	芳	江
	同	佐	藤	光	好
	同	福	島	賢	一
	同	西	牧	秀	乗
	同	井	田	泰	彦

桐生市議会議長 荒 木 恵 司 様

桐生市議会会議規則の一部を改正する規則

桐生市議会会議規則(昭和 42 年桐生市議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第 8 節 表決(第 66 条―第 76 条)

第 9 節 会議録(第 77 条―第 80 条)」

を

「第 8 節 表決(第 66 条―第 76 条)

第 9 節 公聴会、参考人(第 76 条の 2―第 76 条の 8)

第 10 節 会議録(第 77 条―第 80 条)」

に改める。

第 16 条中「法第 115 条の 2」を「法第 115 条の 3」に改める。

第 1 章中第 9 節を第 10 節とし、第 8 節の次に次の 1 節を加える。

第 9 節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手續)

第 76 条の 2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 76 条の 3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 76 条の 4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときには、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 76 条の 5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 76 条の 6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 76 条の 7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 76 条の 8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前 3 条の規定を準用する。

第 96 条第 2 項中「法第 109 条の 2 第 4 項」を「法第 109 条第 3 項」に改める。

第 154 条本文中「出場停止」を「出席停止」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 96 条第 2 項の改正規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 72 号)中地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条の改正規定の施行の日から施行する。

議 案 説 明

議第11号議案 桐生市議会会議規則の一部を改正する規則案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会議における公聴会の開催及び参考人の招致の項目が追加されたため、所要の改正を行うものです。